

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

第3号中「第10条第2項」を「第9条第2項」に改め、同項第4号中「第37条第1項」を「第46条第1項」に改め、同項第5号中「第37条第3項」を「第46条第4項」に改め、同項第6号中「第38条」を「第47条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年7月26日から施行する。

目 次	ページ
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課）	47
告 示	
○土地改良区の役員の退任の届出……………（農業施設管理課）	47
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	47
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	47
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	48
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	48
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	48
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	50
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	54
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	57
道警察方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	57

訓 令

北海道訓令第9号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年7月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4の総合振興局等の本庁経済部の分掌事項第13項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項第1号中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第2号中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改め、同項

告 示

北海道告示第491号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、江丹別土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成28年7月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

退 任 年 月 日 理事・監事の別 氏 名 住 所

平成28. 7. 4 理 事 渡 部 弘 旭川市江丹別町嵐山59番地の11

北海道告示第492号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（砺波地区（農業用排水施設））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成28年7月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成28年7月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第493号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成28年7月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 有珠郡壮瞥町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有珠郡壮瞥町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）	(3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 浦河町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 沙流郡日高町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。 (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）
北海道告示第494号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。 平成28年7月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	北海道告示第495号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を北見市役所の掲示場に掲示した。 平成28年7月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 通知の内容 平成28年北海道告示第463号 2 所在が不明な者 梅澤 俊彦 北海道告示第496号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。 平成28年7月26日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

- 札幌西野 4 (Ⅰ-0-21-21)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区西野、西野 6 条 10 丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌福井 1 丁目 (Ⅰ-0-H17-001)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区福井 1 丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌平和 3 条 4 丁目 (Ⅰ-0-547-2965)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区平和 3 条 4 丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小別沢第一排水沢川 (Ⅱ-01-0580)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区小別沢 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小別沢川左股川 (Ⅲ-01-024)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区小別沢 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小別沢川 4 の沢川 (Ⅱ-01-0590)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区小別沢 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小別沢川 3 の沢川 (Ⅱ-01-0600)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区小別沢 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小別沢川 2 の沢川 (Ⅱ-01-0610)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区小別沢 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
中の川 (Ⅰ-01-0830)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区西野、西野 6 条 8 丁目から 10 丁目まで、西野 7 条 8 丁目から 10 丁目まで、西野 8 条 9 丁目及び 10 丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
中の川左股川 (Ⅰ-01-0820)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区西野、西野 7 条 10 丁目、西野 8 条 9 丁目及び 10 丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西野十四条 1 の沢川 (Ⅲ-01-039)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区西野 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西野十四条の沢川 (Ⅰ-01-0800)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区西野 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
永峰下の沢川（Ⅲ－01－038）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区西野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
永峰沢川（Ⅱ－01－0790）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区西野、平和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
変電所左の沢川（Ⅰ－01－0760）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区平和（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小別沢川2の沢右股川（Ⅱ－H26－0002）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市西区小別沢（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第497号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年7月26日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌西野5（Ⅰ－0－22－22）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市西区西野、西野6条10丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌西野6（Ⅰ－0－23－23）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市西区西野、西野7条10丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌西野7（Ⅰ－0－24－24）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市西区西野、西野8条8丁目及び9丁目並びに西野9条9丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌西野8（Ⅰ－0－25－25）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市西区西野、西野8条8丁目及び9丁目並びに西野9条8丁目及び9丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 札幌西野11条8丁目（Ⅰ－0－27－27）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市西区西野11条7丁目及び8丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌西野9（Ⅰ－0－26－26）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市西区西野、西野12条8丁目、西野13条8丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌西野10（Ⅰ－0－28－28）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市西区西野、西野14条8丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌福井2丁目（Ⅰ－0－548－2966）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市西区福井2丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌手稲平和（Ⅰ－0－35－35）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市西区平和2条1丁目及び2丁目、福井2丁目及び4丁目（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌福井1（Ⅰ－0－30－30）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市西区平和、福井、福井6丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌福井2（Ⅰ－0－31－31）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市西区福井、福井8丁目及び10丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌福井3（Ⅲ－0－3－3）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市西区福井、福井10丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌福井9丁目1（Ⅰ－0－32－32）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市西区福井9丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌福井9丁目2（Ⅱ－0－19－19） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区福井9丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌福井9丁目3（Ⅰ－0－33－33） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区福井9丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌福井9丁目4（Ⅰ－0－34－34） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区福井、福井9丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌福井4（Ⅱ－0－20－20） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区福井（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌福井5（Ⅲ－0－4－4）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区福井（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌福井6（Ⅱ－0－21－21） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区福井（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌平和5（Ⅰ－0－546－2964） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区平和3条10丁目、平和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌平和4（Ⅱ－0－18－18） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区平和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌西野11（Ⅱ－0－14－14） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区西野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	---

急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌西野12（Ⅱ－0－15－15） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区西野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌西野13（Ⅱ－0－16－16） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区西野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌平和3（Ⅱ－0－17－17） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区平和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌平和2（Ⅲ－0－2－2） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区平和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり	27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 平和寺の沢川（Ⅰ－01－0810） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区西野、西野12条8丁目、西野13条8丁目、西野14条8丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 西野十四条2の沢川（Ⅲ－01－040） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区西野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 変電所右の沢川（Ⅰ－01－0780） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区平和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 平和沢川（Ⅰ－01－0770） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区平和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 墓地の沢川（Ⅲ－01－037）
---	--

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区平和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 羽田の沢川（Ⅱ－01－0750） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区平和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 手稲平和の沢川（Ⅰ－01－0740） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区平和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 平和第二排水川（Ⅰ－01－0730） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区平和、平和3条7丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 福井沢川（Ⅱ－01－0710） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区福井、中央区盤溪（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小別沢川5の沢川（Ⅲ－H26－003） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市西区小別沢（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
	総合振興局告示及び振興局告示 北海道渡島総合振興局告示第87号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成28年7月26日 北海道渡島総合振興局長 三戸部 正 行 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 自動車（乗用自動車） 1台（交換契約により自動車2台を契約の相手方に供給し、自動車1台を契約の相手方から調達する。） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納入期日 平成28年12月16日 (4) 納入場所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (4) 当該調達する物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達する物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成28年7月27日（水）から同年8月25日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道渡島総合振興局総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課）
- (2) 入札日時 平成28年9月6日（火）午後2時（送付による場合は、同月5日（月）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成28年2月23日付け北海道渡島総合振興局告示第30号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は、次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定められ予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課
- (2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
- (3) 電話番号 0138-47-9416
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Exchange of car 1 set
- B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., September 6, 2016
(If mailed, bids must arrive no later than September 5, 2016)
- C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

北海道宗谷総合振興局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年7月26日

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
空港用化学消防車（5,000立級） 1台（交換契約により空港用化学消防車1台を契約の相手方に供し、空港用化学消防車1台を当該契約の相手方から調達する。）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書、仕様書及び特記仕様書による。
- (3) 納入期日 平成30年3月23日
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績があることを証明した者であること。
- (6) 当該調達物品納入後、15年間以上の部品の供給が可能であることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年7月26日から同年8月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎4階入札室
（送付による場合は、郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成28年9月6日午後1時30分（送付による場合は、同月5日午後5時30分までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道宗谷総合振興局のホームページ（<http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次に

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所在地 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
- (3) 電話番号 0162-33-3711

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Chemical fire engine (5,000 liter class) for airport use Quantity 1

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., September 6, 2016 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., September 5, 2016) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Wakkanai Department of Public Works Management, Souya General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government Suehiro 4-chome 2-27, Wakkanai, Hokkaido 097-8558 Japan Phone : 0162-33-3711 北海道オホーツク総合振興局告示第85号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年 7 月26日 北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自走式リール巻取散水機ほか 1 品目 全126点 2 落札を決定した日 平成28年 7 月 1 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 緑産株式会社 (2) 住 所 神奈川県相模原市中央区田名3334番地の 5 4 落札金額 135,213,840円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年 5 月20日付け北海道オホーツク総合振興局告示第66号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所在地 網走市北 7 条西 3 丁目	1 落札に係る物品等の名称（ 1 月当たりの単価）及び数量 北海道警察旭川方面本部交通管制センター上位装置の賃貸借 一式 2 落札を決定した日 平成28年 6 月30日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社 J E C C (2) 住 所 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号 4 落札金額 1,852,815円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年 5 月20日付け北海道警察旭川方面本部告示第43号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察旭川方面本部会計課 (2) 所在地 旭川市 1 条通25丁目487番地 6
道 警 察 方 面 本 部 告 示	
北海道警察旭川方面本部告示第72号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年 7 月26日 北海道警察旭川方面本部長 池 田 康 則	